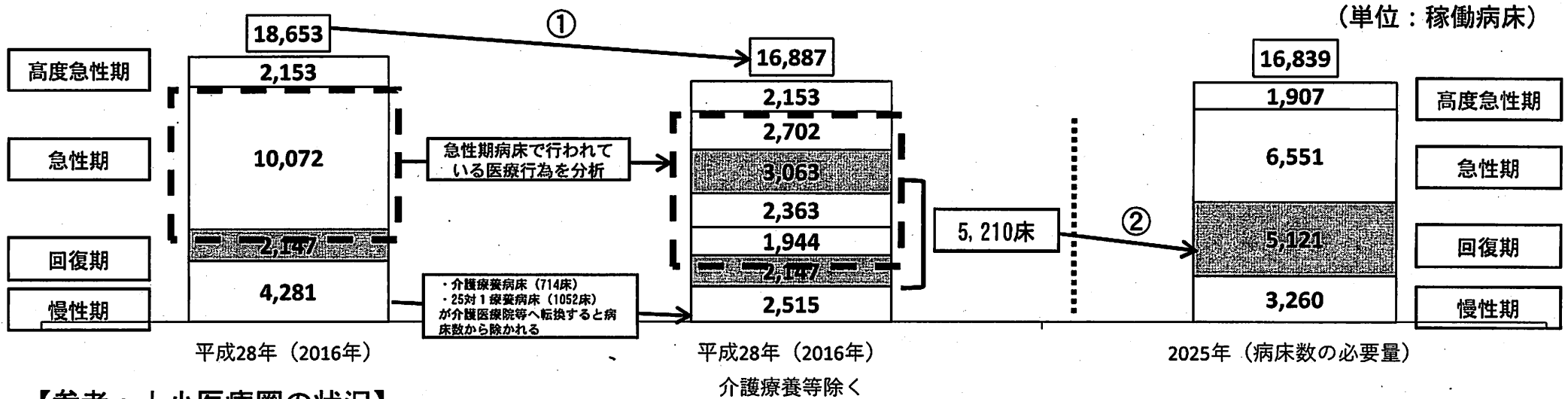


【病床数の必要量と病床機能報告の関係（長野県全体）】

(別紙)

- ① 慢性期病床のうち、介護療養病床及び看護配置25対1の医療療養病床1,766床が介護医療院等へ転換していくことで、総病床数としては16,887床となり、病床数の必要量16,839床に収れんされていく。
- ② 急性期と報告されている10,072床のうち、病床あたり月1件以上のリハビリが行なわれている病床は3,063床存在しており、回復期と報告されている病床と合わせると5,210床となる。



【参考：上小医療圏の状況】

- ① 介護医療院等への転換対象として存在している介護療養病床150床、25対1の医療療養病床30床を除いた総病床数は1,787床となる。
- ② 急性期と報告されている1,013床のうち、191床はリハビリ機能も有している。

